

高知くらしの護身術

194

マルチ商法

契約書面交付などが義務

(2011年 1月11日掲載原稿)

「商品を紹介して。その人が加入したら紹介料がもらえる。人が増えるほどもうかる」。このように友人に勧誘されてネットワークビジネスを始めたが「もうからない」という相談があります。

ネットワークビジネス、つまりマルチ商法といわれる連鎖販売取引のことです。商品やサービスなどの販売組織に加入して、商品などを友人や知人に販売することによってその人を組織に勧誘し、さらに新しい会員をそれぞれ増やしてマージンが入る仕組みです。

実際には思ったほど会員の勧誘はできず、商品を購入するためにローンを組んだり、消費者金融で借金をして契約をしたため、返済に追われるといったケースもあります。

問題も多いため、法律によって厳しい規制がされています。例えば、勧誘前に販売業者の氏名、特定負担（商品の購入負担など）のある取引であること、勧誘目的や商品の種類を告げなければなりません。契約書面などの交付義務もあります。

また、「絶対にもうかる」などの断定的判断の提供を禁じており、どういった利益があるのか、具体的な説明と仕組みを示すことも義務付けられています。消費者は契約書面、または商品を受け取った日から20日間はクーリングオフ（無条件解約）ができます。

クーリングオフ期間を過ぎた場合でも、契約書面などが渡されていなかったり、勧誘方法や契約時の説明などに問題があったら契約を取り消すことができます。一人で悩まず、相談してください。